

(意見書案第4号)

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

北海道では、広域分散型社会が形成され、自動車交通への依存度が高いことから、道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であり、高規格幹線道路はもちろん、日常の生活に密着した市町村道に至るまで、道路の整備が強く望まれている。

特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、地域間の距離が長い道内において、それらを短時間で結ぶこととなり、圏域間の交流・連携の強化や地域経済の活性化、さらに地域医療の充実などをもたらすことから、釧路市にとっても生命線である。また、我が国における安定した食料供給基地としての役割や観光振興の面からも、必要不可欠なものである。

しかし、道路特定財源の暫定税率などは、平成19年度末にその期限が切れることから、その措置が継続されない場合においては、北海道及び道内市町村分を合わせて、平成20年度からの税収は半分ともなり、約580億円もの減少が想定される。そうした中、当市も約6億円以上の影響を受け、これによりその大半が賄われてきた市民にとって必要な道路の整備や除排雪などの維持管理についても、サービス水準の低下などが著しく懸念される。

また、現在、地域に密着したさまざまなニーズへの柔軟な対応ができる地方道路整備臨時交付金制度もなくなることとなる。

よって、国においては、このような事態を避けるために、下記事項について強く要望する。

記

- 1 道路特定財源については、平成20年度以降も一般財源化することなく、かつ、現行の税率水準を維持する予算関連法案を今年度内に確実に成立させ、安定的かつ確実な道路整備の財源を確保すること。
- 2 地方が真に必要な道路の整備やその維持管理を行うに当たっては、地方への配分割合を高めるなど、その財源の充実に努めること。
- 3 地方道路整備臨時交付金制度については、平成20年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成20年3月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
経済財政政策大臣

宛